

第 55 号 令和 7 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,923,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用度・給与集中管理収入		千円 33,551,618	千円 372,352	千円 33,923,970
	1 財 産 収 入	200	△200	0
	2 繰 越 金	73,461	3,654	77,115
	3 諸 収 入	1,863,075	△754,484	1,108,591
	4 給 与 振 替 収 入	31,614,882	1,123,382	32,738,264
歳 入 合 計		33,551,618	372,352	33,923,970

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用 度 ・ 給 与 集 中 管 理 費		千円 33,551,618	千円 372,352	千円 33,923,970
	1 用 度 管 理 費	1,936,736	△751,030	1,185,706
	2 給 与 費	31,614,882	1,123,382	32,738,264
歳 出 合 計		33,551,618	372,352	33,923,970

第 56 号

令和 7 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ465,419千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 348,010	千円 117,409	千円 465,419
	1 繰 入 金	291,883	125,030	416,913
	2 諸 収 入	56,127	△7,621	48,506
歳 入 合 計		348,010	117,409	465,419

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 348,010	千円 117,409	千円 465,419
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	84,498	957	85,455
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	39,034	86,914	125,948
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	224,478	29,538	254,016
歳 出 合 計		348,010	117,409	465,419

第 57 号 令和 7 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,094千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 178,094	千円 △30,000	千円 148,094
	1 繰 越 金	101,196	△30,000	71,196
歳 入 合 計		178,094	△30,000	148,094

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 178,094	千円 △30,000	千円 148,094
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	178,094	△30,000	148,094
歳 出	合 計	178,094	△30,000	148,094

第 58 号 令和 7 年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 200, 000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70, 571, 274千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 69, 371, 274	千円 1, 200, 000	千円 70, 571, 274
	1 分担金及び負担金	18, 541, 925	14	18, 541, 939
	2 国庫支出金	20, 070, 908	572, 612	20, 643, 520
	3 前期高齢者交付金	24, 885, 186	△17, 388	24, 867, 798
	4 共同事業交付金	163, 946	△2, 946	161, 000
	5 財産収入	6, 874	△1, 500	5, 374
	6 繰入金	4, 599, 767	△249, 325	4, 350, 442

	7 繰越金	1,100,000	851,967	1,951,967
	8 諸収入	2,668	46,566	49,234
歳入合計		69,371,274	1,200,000	70,571,274

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 69,371,274	千円 1,200,000	千円 70,571,274
	1 国民健康保険事業費	69,356,732	506,500	69,863,232
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	14,542	693,500	708,042
歳出合計		69,371,274	1,200,000	70,571,274

第 59 号 令和 7 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ829,392千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地 方 独 立 行 政 法 人 徳 島 県 鳴 門 病 院 資 金 収 入		千円 827,903	千円 1,489	千円 829,392
	2 諸 収 入	426,646	1,489	428,135
歳 入 合 計		827,903	1,489	829,392

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地 方 独 立 行 政 法 人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 827,903	千円 1,489	千円 829,392
	1 地 方 独 立 行 政 法 人 徳島県鳴門病院資金貸付金	827,903	1,489	829,392
歳 出	合 計	827,903	1,489	829,392

第 60 号

令和 7 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,158千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 収 入		千円 67,246	千円 △16,158	千円 51,088
	1 財 産 収 入	31,708	19,370	51,078
	2 繰 越 金	35,528	△35,528	0
歳 入 合 計		67,246	△16,158	51,088

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 費		千円 67,246	千円 △16,158	千円 51,088
	1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 費	67,246	△16,158	51,088
歳 出	合 計	67,246	△16,158	51,088

第 61 号 令和 7 年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182,129千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ412千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農 林 漁 業 改 善 資 金 収 入		千円 182,541	千円 △182,129	千円 412
	1 繰 入 金	329	△299	30
	2 繰 越 金	172,195	△171,876	319
	3 諸 収 入	10,017	△9,954	63
歳 入 合 計		182,541	△182,129	412

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林漁業改善資金貸付金		千円 182,541	千円 △182,129	千円 412
	1 農林漁業改善資金貸付金	182,541	△182,129	412
歳 出	合 計	182,541	△182,129	412

第 62 号 令和 7 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 169,334	千円 5,579	千円 174,913
	1 財 産 収 入	100,211	△9,977	90,234
	2 繰 入 金	63,021	5,512	68,533
	3 繰 越 金	4,602	9,044	13,646
	4 諸 収 入	1,500	1,000	2,500
歳 入 合 計		169,334	5,579	174,913

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 169,334	千円 5,579	千円 174,913
	1 県有林県行造林事業費	169,334	5,579	174,913
歳 出	合 計	169,334	5,579	174,913

第 63 号

令和 7 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ487,980千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,278,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,766,346	千円 △487,980	千円 2,278,366
	1 財 産 収 入	992,286	△123,428	868,858
	2 繰 入 金	436,000	△348,000	88,000
	3 繰 越 金	162,050	△16,552	145,498
歳 入 合 計		2,766,346	△487,980	2,278,366

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,766,346	千円 △487,980	千円 2,278,366
	1 公用地公共用地取得事業費	2,694,811	△424,892	2,269,919
	2 土地開発基金積立金	71,535	△63,088	8,447
歳 出 合 計		2,766,346	△487,980	2,278,366

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 174,000

第 64 号

令和 7 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ428,085千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,370,473千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 3,798,558	千円 △428,085	千円 3,370,473
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,006,894	△1,524	1,005,370
	2 国 庫 支 出 金	440,000	△190,000	250,000

	3	財 産 収 入	66,877	60,084	126,961
	4	繰 越 金	89,681	△84,497	5,184
	5	諸 収 入	143,106	1,852	144,958
	6	県 債	2,052,000	△214,000	1,838,000
歳 入 合 計			3,798,558	△428,085	3,370,473

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港 湾 等 整 備 事 業 費		千円 3,798,558	千円 △428,085	千円 3,370,473
	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	3,369,158	△424,157	2,945,001
	3 徳 島 小 松 島 港 津 田 地 区 整 備 事 業 費	243,220	△2,046	241,174
	4 空 港 周 辺 整 備 事 業 費	6,180	△1,882	4,298
歳 出 合 計		3,798,558	△428,085	3,370,473

第2表 継 続 費 補 正

1 変 更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	徳島小松島港荷役機械 整 備 事 業	千円 2,160,000	6	千円 270,000	千円 2,160,000	6	千円 270,000

				7	1,230,000		7	856,750
				8	660,000		8	1,033,250

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 70,000
		上屋管理費	9,000
		施設等運営費	5,000

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	徳島小松島港赤石地区整備事業費	千円 102,000	千円 124,000
	3 徳島小松島港 津田地区 整備事業費	臨海土地造成事業費	96,000	234,000

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
港湾等整備事業	千円 1,732,000	千円 1,518,000
計	2,052,000	1,838,000

第 65 号

令和 7 年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,438千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 132,338	千円 △85,900	千円 46,438
	1 財 産 収 入	1,014	256	1,270
	3 諸 収 入	115,329	△86,156	29,173
歳 入 合 計		132,338	△85,900	46,438

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 132,338	千円 △85,900	千円 46,438
	1 奨 学 金 貸 付 金	132,338	△85,900	46,438
歳 出	合 計	132,338	△85,900	46,438

第 66 号

令和 7 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189,853千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,741,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		千円 2,931,000	千円 △189,853	千円 2,741,147
	1 証 紙 収 入	2,124,131	△231,435	1,892,696
	2 繰 越 金	806,869	41,582	848,451
歳 入 合 計		2,931,000	△189,853	2,741,147

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 出 金		千円 2,931,000	千円 △189,853	千円 2,741,147
	1 他 会 計 繰 出 金	2,931,000	△189,853	2,741,147
歳 出 合 計		2,931,000	△189,853	2,741,147